

## 新型コロナウイルス感染者の火葬について（葬祭業者の皆様へ）

令和5年1月13日

新型コロナウイルス感染予防対策にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。このたび、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬棟に関するガイドライン」が改正されたことに伴い、令和5年1月20日以降の火葬（令和5年1月13日予約受付開始）から、新型コロナウイルス感染者の火葬につきまして、以下のとおりいたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 1. 火葬について

- ・ 9時～15時の火葬とし、炉前での焼香・読経等、通常の火葬と同様とします。
- ・ 通常の火葬と同様に予約システムから予約してください。ただし、死亡者が新型コロナウイルス感染症の方である旨を埼玉斎場組合までご連絡ください。

### 2. 会葬者の参列及び待合室の利用について

- ・ 会葬者の参列及び待合室の利用を可能とします。

### 3. 収骨について

- ・ 会葬者の方の収骨を可能とします。

### 4. 式場及び霊安室について

- ・ 式場及び霊安室の利用を可能とします。

### 5. その他

- 1) 風邪、発熱など体調の悪い方、感染リスクの高い方は、ご来場をお控えください。
- 2) 施設利用及び施設内の飲食については、業種別ガイドラインの徹底や基本4項目などの感染防止対策の徹底に引き続きご協力願います。

#### <基本4項目>

①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保    ②手指消毒の徹底    ③マスク着用の推奨    ④換気の徹底

埼玉斎場組合